

事 務 連 絡

平成 27 年 10 月 2 日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立学校長
川口市立県陽高等学校長 } 様

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

扶養手当の認定事務における参考資料の送付について（通知）

被用者年金制度が一元化され、標準報酬制へ移行することに伴い、平成 27 年 10 月 1 日から育児休業手当金の算出方法が以下のとおり変更となります。

つきましては、平成 22 年 3 月 19 日付け「扶養手当の認定事務における参考資料の送付について（通知）」において配布した別紙「参考資料 1」を変更いたしました。

平成 27 年 10 月 1 日からの育児休業手当金を算出し、育児休業を取得している職員である配偶者を扶養親族として認定する場合には、別紙「参考資料 1」に記載される事項の例により、育児休業開始時又は当該育児休業に係る子が 1 歳に達する日の翌日を基準として向こう 1 年間の所得見込額を算出し、それに基づき認定事務を行ってください。

【参考】

1 平成 27 年 10 月 1 日からの育児休業手当金算出方法

・ 標準報酬の日額 $\times 50 / 100 \times$ 日数 （標準報酬制）

※標準報酬の日額＝標準報酬の月額 $\times 1 / 22$ （10 円未満四捨五入）

2 平成 27 年 9 月 30 日以前の育児休業手当金算出方法

・ 給料の日額 $\times 50 / 100 \times 1.25 \times$ 日数 （手当率制）

※給料の日額＝給料の月額 $\times 1 / 22$ （10 円未満四捨五入）

注）1 及び 2 に共通して、平成 26 年 4 月 1 日以降育児休業を開始した場合、開始から 180 日に達するまで上記 $50 / 100$ が $67 / 100$ となります。また、給付日額には上限があります。

3 その他

所得見込額の算出については、平成 27 年 10 月 2 日付公共埼第 3 7 6 号「標準報酬制への移行について（通知）」を参照すること。

※ 育児休業手当金に関する問い合わせは、福利課短期給付担当へお願いします。

※ 標準報酬制への移行に関する問い合わせは、福利課経理担当へお願いします。

担当：教職員課制度・指導担当

電話：048-830-6667